目次

障がい者及び障がい児の自立支援の観点からの目標

共生社会の実現のための７つの目標と取組体制　・・・・・・・・・　1

1　福祉施設の入所者の地域生活への移行　・・・・・・・・・・・・・・・　5

2　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築　・・・・・・・・　２３

3　地域生活支援の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９

4　福祉施設から一般就労への移行等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９

5　障害児支援の提供体制の整備等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５９

6　相談支援体制の充実・強化等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７３

7　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築　８１

別冊

1　障害福祉サービス等の実績及び見込み

2　障害児通所支援等の実績及び見込み

3　実施する地域生活支援事業の一覧

4　基幹相談支援センターを中心とした地域生活支援拠点等の整備

5　医療的ケア児等支援のための相談の流れ

共生社会の実現

平塚市は、障がい者及び障がい児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、共生社会の実現に寄与することを目指してきました。

国の基本指針に基づき、障がい者及び障がい児の自立支援の観点から共生社会を実現するため、３委託相談支援事業所を中核とした平塚市障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」といいます。）と連携することにより、７つの目標の達成に向けて取り組んでいきます。

目標１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標３　地域生活支援の充実

目標４　福祉施設から一般就労への移行等

目標５　障がい児支援の提供体制の整備等

目標６　相談支援体制の充実・強化等

目標７　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

目標１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者（以下「入所者」といいます。）の地域生活への移行を促進していきます。

目標２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場（自立支援協議会の精神分科会）を通じての重層的な連携による支援体制の構築を推進していきます。

目標３　地域生活支援の充実

令和６年１月に面的整備した平塚市地域生活支援拠点等の拡充を図ることにより、地域生活支援体制の充実を推進していきます。

目標４　福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等を通じての一般就労への移行実績の増加等を目指して、自立支援協議会の就労支援部会を中心に取り組んでいきます。

目標５　障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制、重症心身障害児の支援体制、医療的ケア児等の支援体制その他の障がい児支援の提供体制を整備していきます。

目標６　相談支援体制の充実・強化等

令和６年１月に設置した平塚市障がい者基幹相談支援センターと３委託相談支援事業所が連携することにより、相談支援体制の充実・強化等を図ります。

目標７　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加等により、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を推進していきます。

関係機関との連携

平塚市は、３委託相談支援事業所を中核とした自立支援協議会と連携することにより、７つの目標の達成に向けて取り組んでいきます。また、７つの目標を達成するためには、障がい者福祉の観点からのみならず、保健、医療、児童福祉、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要であることから、関係機関との連携に関する体制を整備していくものです。

自立支援協議会の組織図

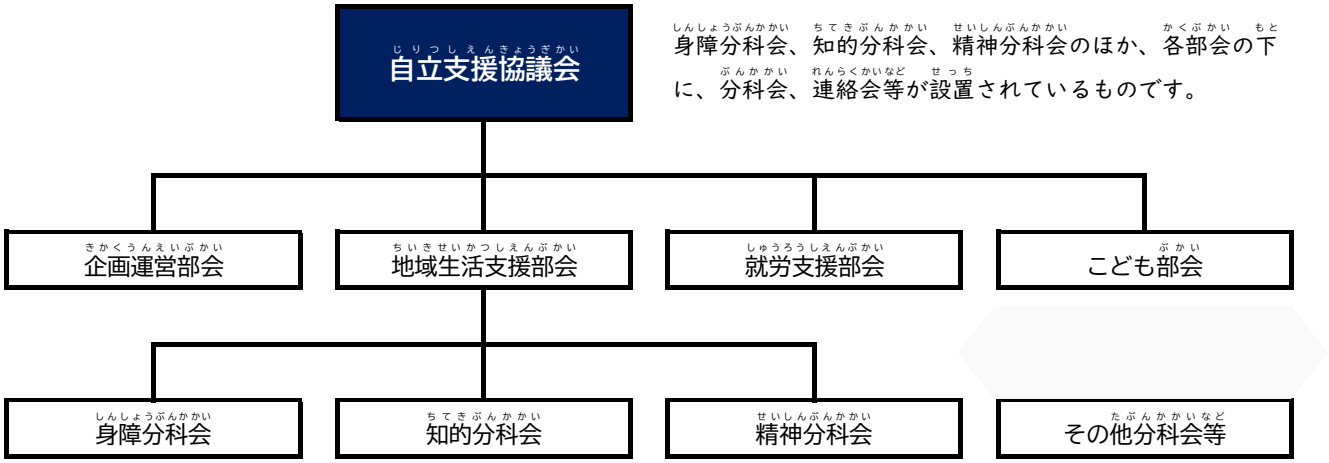

身障分科会、知的分科会、精神分科会のほか、各部会の下に、分科会、連絡会等が設置されているものです。

３委託相談支援事業所

平塚市の委託事業として、市民の皆様の福祉制度の利用や生活全般についての相談に応じるため、主に身体障がいに関する窓口、主に知的障がいに関する窓口及び主に精神障がいに関する窓口の合計３か所の窓口を開設しています。

これらの３委託相談支援事業所は、地域で暮らす障がいのある方や、その御家族からのさまざまな相談に応じ、日常生活に必要な地域の社会資源や社会福祉サービス等の情報を提供し、一人一人に合わせた支援を行っています。また、平塚市は、この３委託相談支援事業所を中核とした自立支援協議会を設置することにより、障がい者福祉に関する取組を推進しています。

職員配置

- 常勤換算で職員４人以上配置することとします。ただし、そのうち１人以上は、常勤とすることとします。
- 相談支援業務を効果的に実施するため、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的な技術を有する者を１人以上配置することとします。ただし、業務遂行に支障がない場合には、他の職務との兼務を認めることとします。

主な事業内容

- 障がい者及び障がい児並びにその家族等からの生活・福祉相談に応じること。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各種サービスの事業所紹介、利用のあっせん及び調整に関すること。
- 地域の相談機関（主に指定特定相談支援事業所）の連携強化に関すること。
- サービス利用者等のコーディネートに関すること。

目標１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針は、次のとおりです。

即するべき国の基本指針

福祉施設の入所者の地域生活への移行を進める観点から、令和４年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和８年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。このため、すべての施設入所者の地域生活移行に関する意向について、その支障となっている要因や必要とする支援を含めて把握し、適切に意思決定支援を行いつつ確認すること（この点について市町村は協議の場において共有すること）、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について施設の担当職員等が地域生活支援拠点等の関係機関と連携して検討すること等の取組を推進することが求められることを考慮する。

当該目標値の設定に当たっては、令和４年度末時点の施設入所者数の６パーセント以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和８年度末の施設入所者数を令和４年度末時点の施設入所者数から５パーセント以上削減することを基本とする。当該目標値の設定に当たっては、令和５年度末において、障害福祉計画で定めた令和５年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和８年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

国の基本指針

平塚市は、**目標１　福祉施設の入所者の地域生活への移行**を達成するため、次のとおり成果目標を定めて取り組んでいきます。

- **令和４年度末時点の福祉施設の入所者のうち、６パーセント以上の人数の地域生活への移行**
- **令和８年度末の福祉施設の入所者の人数を令和４年度末時点の福祉施設の入所者の人数から５パーセント以上削減**

目標１ - 成果目標１

● 令和４年度末時点の福祉施設の入所者のうち、６パーセント以上の人数の地域生活への移行

基準（令和4年度末）			＜前期目標＞ 令和5～8年度	＜後期目標＞ 令和6～11年度
合計	県内施設の入所者	県外施設の入手者	地域生活への移行者	地域生活への移行者
247人	235人	12人	21人以上	11人以上

この成果目標は、令和４年度末時点の福祉施設の入所者２４７人のうち、令和５年度から令和８年度までに２１人以上、令和９年度から令和１１年度までに１１人以上、地域生活へ移行することを目標とするものです。

この数値を達成するために、障害福祉サービスの必要なサービス量を確保するとともに、自立支援協議会における検討等を重ねて、福祉施設の入所者が地域生活へ移行できる体制を整備していきます。

なお、この数値の設定に当たっての基準となる令和４年度末時点の福祉施設の入所者については、実績は２５６人ですが、神奈川県においては平成２３年６月３０日の障害保健福祉関係主管課長会議資料を根拠に長期入所が常態化していない施設の入所者を対象から除くものとしているため、神奈川県の考え方に合わせて、神奈川県の定める長期入所が常態化していない施設のリストに掲載されている施設の入所者である９人を除いた２４７人を基準として設定しているものです。これは、目標１の成果目標２においても、同様です。

目標１－成果目標１－活動指標

福祉施設の入所者が地域生活へ移行するに当たり、福祉施設で受けていたサービスの代わりとなる障害福祉サービス等を受けることができる体制を整備する必要があるため、その必要なサービス量等の確保に努めます。

なお、この活動指標は、他の成果目標に対する活動指標でもありますが、この活動指標と目標１の成果目標１の関係性が比較的強いため、この位置付けとして掲載しているものです。

訪問系サービス（介護給付）

訪問系サービスとは、自宅等において受けることができる居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の総称です。前計画では、訪問系サービスの見込みを設定していたため、その見込みについて分析しました。

現状の分析（前計画値との比較）

毎年度、１人当たりの利用時間数はほとんど変動がない一方、利用者数は平均９人ずつ増加している傾向がみられることから、訪問系サービスの需要は、緩やかな増加傾向にあるといえます。しかし、前計画値と利用実績を旧算出数で比較すると、令和４年度の１月当たりの総利用時間数を６，５１１時間と見込んだことに対して利用実績は５，２８３時間であり、前計画値よりも利用実績が大幅に下回っていることから、訪問系サービスの需要は、緩やかな増加傾向ではあるものの、比較的安定してきているといえます。

居宅介護

実績及び見込みは、別冊の４ページ参照

サービスの内容

居宅介護とは、ヘルパーを派遣して、自宅における入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事その他生活全般の援助を行うサービスです。

現状の分析

毎年度、利用者数は平均６人ずつ増加している傾向がみられることから、居宅介護の需要は、緩やかな増加傾向にあるといえます。

活動指標

市内の事業所の利用を中心とした対応により、サービス量の確保に努めます。

重度訪問介護

実績及び見込みは、別冊の４ページ参照

サービスの内容

重度訪問介護とは、重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がい等による行動の著しい障がいがあり、かつ、常時介護を必要とする人に対し、自宅における入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、外出時における介護等を行うサービスです。

現状の分析

毎年度、利用者数はほとんど変動がないことから、重度訪問介護の需要は、比較的安定しているといえます。

活動指標

市内の事業所の利用を中心とした対応により、サービス量の確保に努めます。

同行援護

実績及び見込みは、別冊の４ページ参照

サービスの内容

同行援護とは、視覚障がいによる移動における著しい困難がある人の外出時に同行し、必要な情報提供の支援、移動の援護、排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要な援助を行うサービスです。

現状の分析

毎年度、利用者数は平均２人ずつ増加している傾向がみられ、視覚障がい者の高齢化に伴い介護保険サービスと併用されることから、同行援護の需要は、増加傾向にあるといえます。

活動指標

市内の事業所の利用を中心とした対応により、サービス量の確保に努めます。

行動援護

実績及び見込みは、別冊の５ページ参照

サービスの内容

行動援護とは、知的又は精神の障がいによる行動の著しい困難があり、かつ、常時介護を必要とする人に対し、行動時の危険回避のために必要な援護、外出時における排せつ、食事等の介護その他行動する際に必要な援助を行うサービスです。

現状の分析

毎年度、１人当たりの利用時間数は平均６時間ずつ増加している傾向がみられることから、行動援護の需要は、増加傾向にあるといえます。

活動指標

市外の事業所も含めた広域的な対応により、サービス量の確保に努めます。

重度障害者等包括支援

実績及び見込みは、別冊の５ページ参照

サービスの内容

重度障害者等包括支援とは、常時介護を必要とする重度の障がい者であって、意思疎通を図るのに著しい支障があり、かつ、行動時においても著しい困難がある人に対し、訪問系サービス、生活介護、短期入所その他の複数のサービスを組み合わせて、包括的にそれらを提供するサービスです。

現状の分析

現状、平塚市では、実績がありません。

活動指標

市内における需要に注視しながら、市外の事業所も含めた広域的な対応により、提供可能な事業所の確保に努めます。

日中活動系サービス（介護給付）

生活介護

実績及び見込みは、別冊の６ページ参照

サービスの内容

生活介護とは、常時介護を必要とする障がい者を対象に、主に日中において、障がい者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の必要な支援等を行うサービスです。

現状の分析

毎年度、１人当たりの利用量はほとんど変動がない一方、利用者数は平均３人ずつ増加している傾向がみられることから、生活介護の需要は、緩やかな増加傾向にあるといえます。しかし、前計画値と利用実績を旧算出数で比較すると、令和４年度の１月当たりの総利用量を１２，９２０人日と見込んだことに対して利用実績は１２，５９０人日であり、前計画値よりも利用実績が下回っていることから、生活介護の需要は、緩やかな増加傾向ではあるものの、比較的安定してきているといえます。一方、重度障がい者数については、令和元年度は３２人、令和２年度は２８人、令和３年度は５６人、令和４年度は１０３人と増加傾向にあるといえることから、強度行動障害又は高次脳機能障害がある者その他の重度障がい者に係る生活介護の需要は、増加傾向にあるといえます。

活動指標

市内の事業所の利用を中心とした対応により、サービス量の確保に努めます。

福祉型短期入所

実績及び見込みは、別冊の７ページ参照

サービスの内容

福祉型短期入所とは、短期入所（介護者が病気等により障がい者を介護できない場合等に、障がい者が障害者支援施設等に短期的に入所し、入浴、排せつ及び食事等の介護を受けるサービス）のうち、医療的ケアを必要としない者を対象とするサービスです。

現状の分析

毎年度、１人当たりの利用量はほとんど変動がない一方、利用者数は平均１４人ずつ増加している傾向がみられることから、福祉型短期入所の需要は、緩やかな増加傾向にあるといえます。しかし、前計画値と利用実績を旧算出数で比較すると、令和４年度の１月当たりの総利用量を１，７９２人日と見込んだことに対して利用実績は８７４人日であり、前計画値よりも利用実績が大幅に下回っていることから、福祉型短期入所の需要は、緩やかな増加傾向ではあるものの、比較的安定してきているといえます。一方、重度障がい者数については、令和元年度及び令和２年度は３人、令和３年度は５人、令和４年度は１１人と増加傾向にあるといえることから、強度行動障害又は高次脳機能障害がある者その他の重度障がい者に係る福祉型短期入所の需要は、増加傾向にあるといえます。

活動指標

市外の事業所も含めた広域的な対応により、サービス量の確保に努めます。

医療型短期入所

実績及び見込みは、別冊の８ページ参照

サービスの内容

医療型短期入所とは、短期入所（介護者が病気等により障がい者を介護できない場合等に、障がい者が障害者支援施設等に短期的に入所し、入浴、排せつ及び食事等の介護を受けるサービス）のうち、医療的ケアを必要とする者を対象とするサービスです。

現状の分析

毎年度、１人当たりの利用量及び利用者数はほとんど変動がないことから、医療型短期入所の需要は、比較的安定しているといえます。しかし、前計画値と利用実績を旧算出数で比較すると、令和４年度の１月当たりの総利用量を１４４人日と見込んだことに対して利用実績は３４人日であり、前計画値よりも利用実績が大幅に下回っていることから、医療型短期入所の需要は、比較的少なくなっているといえますが、この数値で落ち着くことが想定されます。また、重度障がい者数についても、令和元年度は０人、令和２年度は１人、令和３年度は０人、令和４年度は１人と比較的安定しているといえます。

活動指標

市外の事業所も含めた広域的な対応により、サービス量の確保に努めます。

療養介護

実績及び見込みは、別冊の８ページ参照

サービスの内容

療養介護とは、主に日中において、病院等で医療を受けながら、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護その他日常生活上の支援を受けるサービスです。

現状の分析

毎年度、利用者数はほとんど変動がないことから、療養介護の需要は、比較的安定しているといえます。また、前計画値と利用実績を旧算出数で比較すると、令和４年度の１月当たりの利用者数を３１人と見込んだことに対して利用実績は３０人であり、おおむね前計画値どおりに推移していることから、療養介護の需要は、ほとんど変動がなく、おおむね計画どおりに推移しているといえます。

活動指標

市外の事業所も含めた広域的な対応により、サービス量の確保に努めます。

居住支援系サービス（訓練等給付）

共同生活援助

実績及び見込みは、別冊の９ページ参照

サービスの内容

共同生活援助とは、地域生活を営むための居住の場において、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な支援を提供するほか、生活等に関する相談対応その他日常生活全般にわたる援助を行うサービスです。

現状の分析

毎年度、利用者数は平均３８人ずつ増加している傾向がみられることから、共同生活援助の需要は、増加傾向にあるといえます。また、前計画値と利用実績を旧算出数で比較すると、令和４年度の１月当たりの利用者数を３６６人と見込んだことに対して利用実績は３９９人であり、前計画値よりも利用実績が上回っていることから、共同生活援助の需要は、前計画における想定よりも増加傾向にあるといえます。さらに、重度障がい者数については、令和元年度及び令和２年度は０人、令和３年度は４人、令和４年度は６人と増加傾向にあるといえることから、強度行動障害又は高次脳機能障害がある者その他の重度障がい者に係る共同生活援助の需要も、増加傾向にあるといえます。

活動指標

今後、福祉施設の入所者の地域生活への移行に伴う共同生活援助の需要の増加も想定されることから、特に、市内において重度障がい者を受け入れることができるグループホームの整備を推進するほか、引き続き、市外の事業所も含めた広域的な対応により、サービス量の確保に努めます。

自立生活援助

実績及び見込みは、別冊の１０ページ参照

サービスの内容

自立生活援助とは、障害者支援施設、グループホーム等を利用していた障がい者であって一人暮らしを希望する者等に対し、定期的にその居宅へ訪問し、食事、掃除等の日常生活の支援、体調等に関する確認、随時の相談対応等を行い、一人暮らしに必要な理解力及び生活力を補うために、一定の期間支援するサービスです。

現状の分析

毎年度、利用者数はほとんど変動がないことから、自立生活援助の需要は、比較的安定しているといえます。また、前計画値と利用実績を旧算出数で比較すると、令和４年度の１月当たりの利用者数を１人と見込んだことに対して利用実績は０人であり、おおむね前計画値どおりに推移していることから、自立生活援助の需要は、ほとんど変動がなく、おおむね計画どおりに推移しているといえます。

活動指標

今後、福祉施設の入所者の地域生活への移行に伴う自立生活援助の需要の増加が想定されることから、市内における需要に注視しながら、提供可能な事業所の確保に努めるほか、市外の事業所も含めた広域的な対応により、サービス量の確保に努めます。

相談支援

指定計画相談支援

実績及び見込みは、別冊の１０ページ参照

サービスの内容

指定計画相談支援とは、障害福祉サービス等の利用に係るサービス利用支援及び継続サービス利用支援を行うサービスです。サービス利用支援とは、障害福祉サービス等を利用しようとする障がい者に対し、その支給決定前におけるサービス等利用計画案の作成及びその支給決定後における事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行うサービスです。また、継続サービス利用支援とは、サービス等利用開始後におけるその支給決定期間内で定めたモニタリング期間ごとに継続したサービスの利用状況の検証、心身の状況等の確認その他必要に応じてのサービス等利用計画の見直しを行うサービスです。

現状の分析

毎年度、利用者数はほとんど変動がないことから、指定計画相談支援の需要は、比較的安定しているといえます。また、前計画値と利用実績を旧算出数で比較すると、令和４年度の１月当たりの利用者数を３５３人と見込んだことに対して利用実績は３４８人であることから、指定計画相談支援の需要は、ほとんど変動がなく、おおむね計画どおりに推移しているといえます。

活動指標

今後、福祉施設の入所者の地域生活への移行に伴う指定計画相談支援の需要の増加が想定されることから、一人一人の特性に応じたサービスの提供ができるよう相談体制の充実に努めます。

地域移行支援

実績及び見込みは、別冊の１１ページ参照

サービスの内容

地域移行支援とは、障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者及び精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談を行うサービスです。

現状の分析

毎年度、利用者数はほとんど変動がないことから、地域移行支援の需要は、比較的安定しているといえます。また、前計画値と利用実績を旧算出数で比較すると、令和４年度の１月当たりの利用者数を３人と見込んだことに対して利用実績は０人であることから、地域移行支援の需要は、ほとんど変動がなく、おおむね計画どおりに推移しているといえます。

活動指標

今後、福祉施設の入所者の地域生活への移行に伴う地域移行支援の需要の増加が想定されることから、市内における需要に注視しながら、提供可能な事業所の確保に努めるほか、市外の事業所も含めた広域的な対応により、サービス量の確保に努めます。

地域定着支援

実績及び見込みは、別冊の１２ページ参照

サービスの内容

地域定着支援とは、地域に移行し、居宅において単身で生活している障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に応じるサービスです。

現状の分析

毎年度、利用者数はほとんど変動がないことから、地域定着支援の需要は、比較的安定しているといえます。また、前計画値と利用実績を旧算出数で比較すると、令和４年度の１月当たりの利用者数を１人と見込んだことに対して利用実績は０人であることから、地域定着支援の需要は、ほとんど変動がなく、おおむね計画どおりに推移しているといえます。

活動指標

今後、福祉施設の入所者の地域生活への移行に伴う地域定着支援の需要の増加が想定されることから、市内における需要に注視しながら、提供可能な事業所の確保に努めるほか、市外の事業所も含めた広域的な対応により、サービス量の確保に努めます。

補装具給付事業・地域生活支援事業

実績及び見込みは、別冊の１３ページ以降参照
地域生活支援事業の一覧は、別冊の２９ページ以降参照

活動指標

補装具給付事業のほか、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、移動支援事業、訪問入浴サービス、地域活動支援センター事業、日中一時支援その他の地域生活支援事業の需要を把握し、これらの必要なサービス量等の確保に努めます。

目標１ - 成果目標２

● 令和８年度末の福祉施設の入所者の人数を令和４年度末時点の福祉施設の入所者の人数から５パーセント以上削減

基準（令和4年度末）			＜前期目標＞ 令和8年度末	＜後期目標＞ 令和11年度末
合計	県内施設の入所者	県外施設の入手者	福祉施設の入所者	福祉施設の入所者
247人	235人	12人	231人以下	222人以下

これは、令和８年度までに１６人以上、令和１１年度までに９人以上、合計２５人以上の福祉施設の入所者の人数を削減することを目標とするものです。

これまで福祉施設の入所者の人数は、ほとんど変動がありません。障がい者を支援する家族等の高齢化、介護力の低下等による施設入所支援の需要にも配慮した上で、結果として福祉施設の入所者の人数が削減できるよう、本人が希望する暮らしの実現を原則として、地域での生活も選択肢の１つとなるような体制を整備するため、自立支援協議会における検討等を重ねていきます。

目標１ - 成果目標２ - 活動指標

施設入所支援の必要なサービス量の確保に努めます。また、施設入所支援の利用者数の推移を把握した上で、自立支援協議会における検討等を進めていきます。

施設系サービス（介護給付）

施設入所支援

実績及び見込みは、別冊の１７ページ参照

サービスの内容

施設入所支援とは、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護等が必要な障がい者や、通所することが困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に居住の場を提供し、安定した日常生活が営めるよう支援するサービスです。

現状の分析

毎年度、利用者数はほとんど変動がないことから、施設入所支援の需要は、比較的安定しているといえます。

活動指標

今後、福祉施設の入所者の地域生活への移行に伴う施設入所支援の需要の減少が想定されますが、障がい者を支援する家族等の高齢化、介護力の低下等による施設入所支援の需要にも配慮した上で、本人が希望する暮らしの実現を原則として、市内の事業所の利用を中心とした対応により、サービス量の確保に努めます。

目標２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針は、次のとおりです。

即するべき国の基本指針

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となる。そのため、別に掲げる活動指標（保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数、保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数、精神障害者の地域移行支援の利用者数の見込み、精神障害者の地域定着支援の利用者数の見込み、精神障害者の共同生活援助の利用者数の見込み、精神障害者の自立生活援助の利用者数の見込み、精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数の見込み）を明確にし、この取組を積極的に推進することが必要である。

【神奈川県における障がい福祉計画の策定に当たって即するべき事項】

こうした取組により、精神障害者の精神病床からの退院の促進を図ることとし、精神障害者（精神病床への入院後１年以内に退院した者に限る。）の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数、精神病床における１年以上長期入院患者数（６５歳以上の１年以上長期入院患者数、６５歳未満の１年以上長期入院患者数）、精神病床における早期退院率（入院後３か月時点の退院率、入院後６か月時点の退院率、入院後１年時点の退院率）に関する目標値を設定することとする。

国の基本指針

平塚市は、**目標２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**を達成するため、次のとおり成果目標を定めて取り組んでいきます。

- **保健、医療及び福祉関係者による協議の場（自立支援協議会の精神分科会）を通じての重層的な連携による支援体制の構築の推進**

目標２－成果目標

● 保健、医療及び福祉関係者による協議の場（自立支援協議会の精神分科会）を通じての重層的な連携による支援体制の構築の推進

この成果目標は、自立支援協議会の精神分科会を通じて、重層的な連携による支援体制の構築を推進することを目標とするものです。

自立支援協議会の組織図

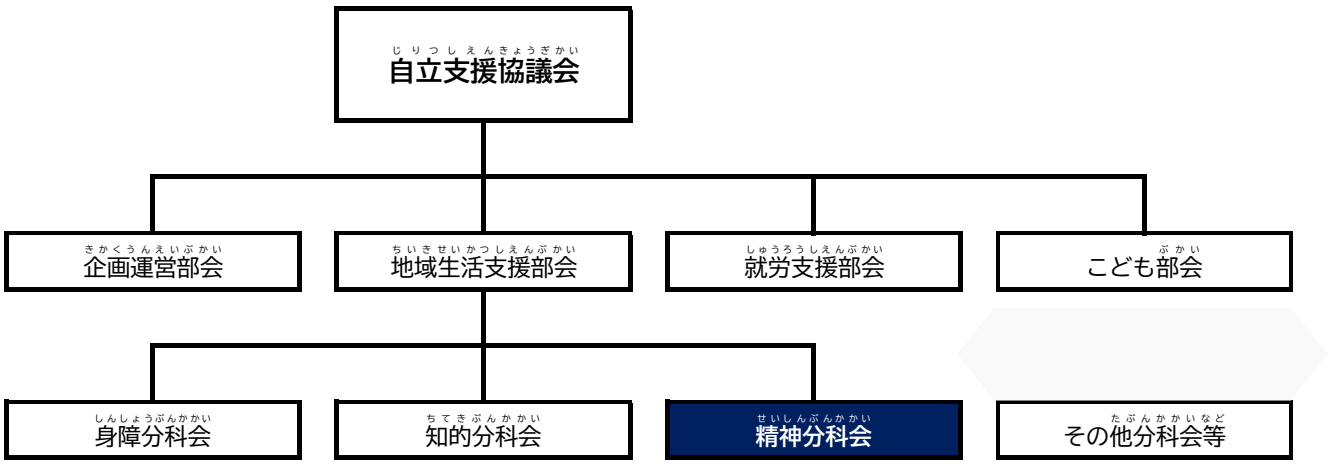

目標２－成果目標－活動指標１

自立支援協議会の精神分科会を通じて、重層的な連携による支援体制の構築を推進していきます。この精神分科会に関する活動指標は、次のとおりです。

精神分科会に関する活動指標

開催回数	年６回
目標設定及び評価の実施回数	年１回（※１）
参加者数（市職員を除きます。）	１３人（※２）

※１　令和４年度における目標設定及び評価の実施回数は、０回でした。

※２　参加者数の内訳は、保健関係１人、精神科の医療機関関係３人、精神科以外の医療機関関係１人、福祉関係４人、介護関係１人並びに当事者及びその家族等の関係者３人です。

なお、令和４年度における参加者数は、合計１２人でした。

目標２－成果目標－活動指標２

障害福祉サービス等の利用者のうち精神障がい者の人数の推移を把握することにより、各障害福祉サービス等に対する精神障がい者の需要等を踏まえた重層的な連携による支援体制の構築を推進していきます。

精神障がい者の障害福祉サービス等に関する活動指標

障害福祉サービス等の利用者のうち精神障がい者の人数は、障害福祉サービス等の全体として年々増加傾向です。特に、指定計画相談支援、共同生活援助、就労継続支援B型等の増加傾向は、顕著であり、毎年、指定計画相談支援にあっては約２７人、共同生活援助にあっては約２０人、就労継続支援B型にあっては約１８人の増加傾向がみられます。

障害福祉サービス等の利用者のうち精神障がい者の人数の推移のグラフ

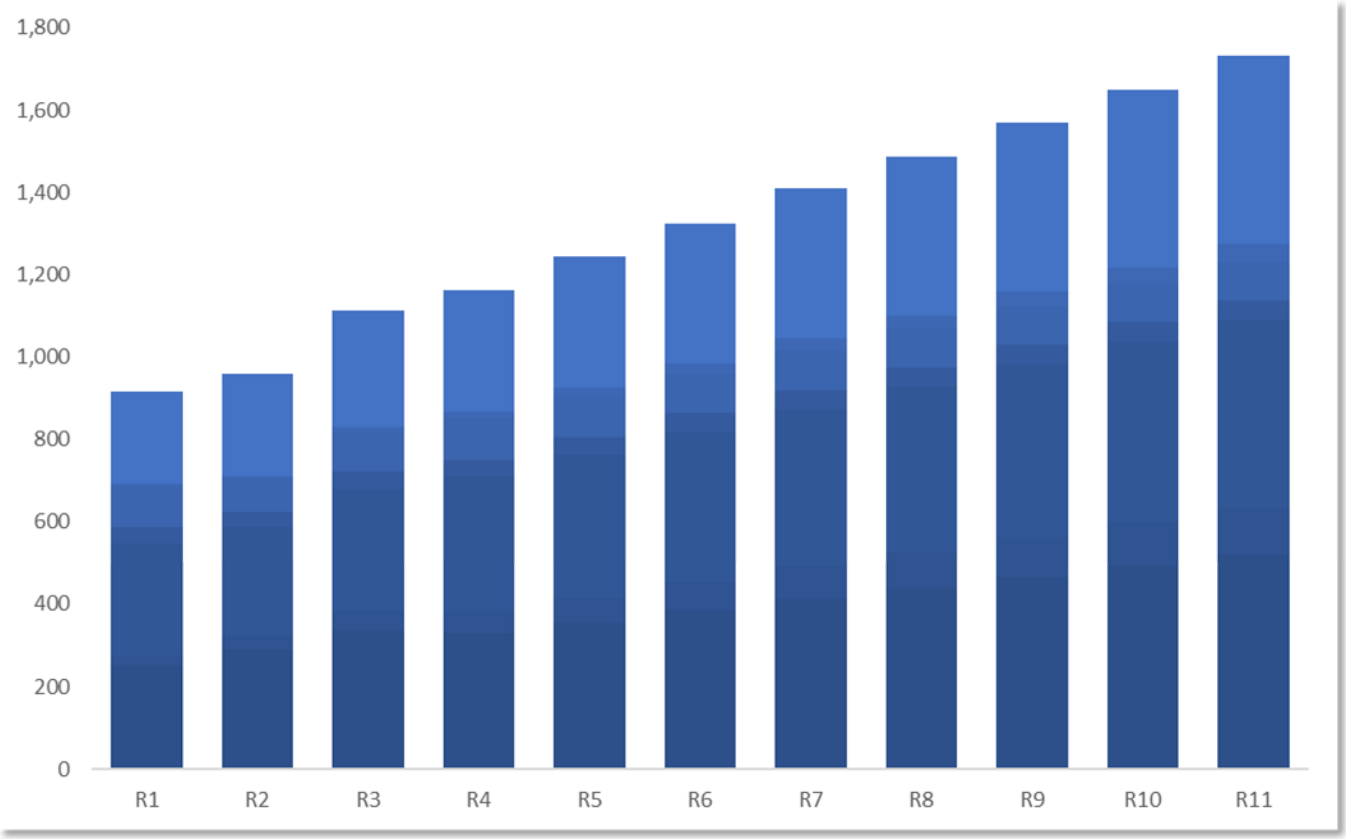

国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等のうち、特に、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）、地域移行支援及び地域定着支援の精神障がい者の利用者の人数に注視していきます。

共同生活援助	実績及び見込みは、別冊の９ページ参照
自立生活援助	実績及び見込みは、別冊の１０ページ参照
自立訓練（生活訓練）	実績及び見込みは、別冊の１８ページ参照
地域移行支援	実績及び見込みは、別冊の１１ページ参照
地域定着支援	実績及び見込みは、別冊の１２ページ参照

目標３　地域生活支援の充実

国の基本指針は、次のとおりです。

即するべき国の基本指針

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和８年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和８年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域の実情に応じて、地域生活支援拠点等として在るべき姿について、協議会等を十分に活用して検討することが求められる。また、地域生活支援拠点等の運用に当たっての課題については、協議会等を活用することで情報を共有し、機能を補完する方策の検討や関係者への研修実施等を通じて、地域のニーズや課題に応えられているか、機能の水準や充足状況は十分かについて継続的に検証及び検討を行うことで、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える体制を整備する必要がある。

国の基本指針

平塚市は、**目標３　地域生活支援の充実**を達成するため、次のとおり成果目標を定めて取り組んでいきます。

- 平塚市地域生活支援拠点等の面的整備
- コーディネーターの配置
- 平塚市地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置
- 支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築の推進
- 自立支援協議会の企画運営部会における支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討
- 強度行動障害を有する障がい者に関する状況及び支援ニーズの把握
- 地域の関係機関が連携した強度行動障害を有する障がい者に係る支援体制の整備の推進

目標３ - 成果目標１

● 平塚市地域生活支援拠点等の面的整備

この成果目標は、令和６年１月に面的整備済みであることから、達成済みです。平塚市は、地域における複数の機関が分担して、次に掲げる機能を担っていく、面的整備型のものを整備しています。

１　「相談」に関する機能

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、連絡体制を確保し、障がいの特性に起因した緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート等の支援を行う機能

２　「緊急時の受入・対応」に関する機能

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入れ等の必要な対応を行う機能

３　「体験の機会・場の提供」に関する機能

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

４　「専門的人材の確保・養成」に関する機能

医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

５　「地域の体制づくり」に関する機能

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

目標３－成果目標２

● コーディネーターの配置

この成果目標は、３委託相談支援事業所にそれぞれ１人ずつ、合計３人のコーディネーターを配置することを基準として目標を設定するものです。

なお、このコーディネーターのみが関係機関との調整を行うのではなく、このコーディネーターを中心として、関係機関との調整を行うものです。

平塚市では、これまでも３委託相談支援事業所と連携することにより、障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実させるための取組を実施してきましたが、平塚市地域生活支援拠点等としての取組は令和６年１月に始まったばかりであるため、どのような体制がより良いか検証していきます。

目標３ - 成果目標３

● 平塚市地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置

この成果目標は、平塚市地域生活支援拠点等として登録された障害福祉サービス事業所等において、この担当者を配置することを基準とするものです。

目標３ - 成果目標３ - 活動指標

平塚市地域生活支援拠点等として登録された障害福祉サービス事業所等においては、この担当者を配置することが必要であることとするため、この登録数と担当者の配置数は同じです。３委託相談支援事業所を始まりとして、平塚市地域生活支援拠点等の輪を広げるため、平塚市地域生活支援拠点等への障害福祉サービス事業所等の登録数が年１つ以上増えていくよう働き掛けていきます。

目標３－成果目標４

● 支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築の推進

この成果目標は、３委託相談支援事業所と連携することによる障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実させるための取組に当たって、これらの体制を構築済みであることから、達成済みです。しかし、平塚市地域生活支援拠点等としての取組は令和６年１月に始まったばかりであるため、どのような体制がより良いかについては、継続的に検証していきます。

目標３ - 成果目標５

● 自立支援協議会の企画運営部会における支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討

自立支援協議会の組織図

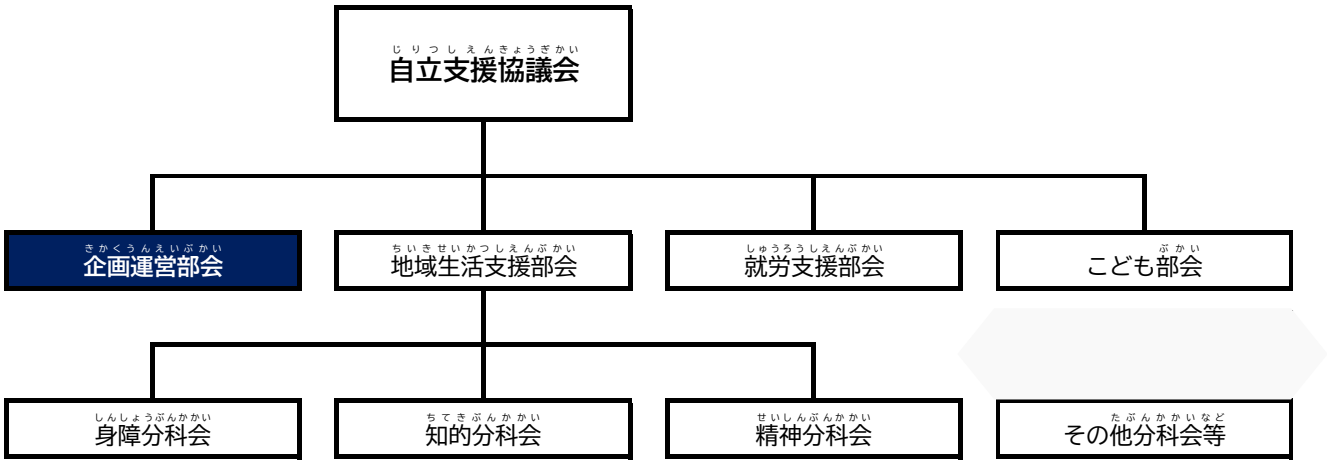

目標３－成果目標５－活動指標

自立支援協議会の企画運営部会において、平塚市地域生活支援拠点等の支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を実施し、その結果を踏まえた運用を行うことにより、平塚市地域生活支援拠点等の機能の充実を図っていきます。この企画運営部会に関する活動指標は、次のとおりです。

企画運営部会に関する活動指標

開催回数	年３回
検証及び検討の実施回数	年３回

※　３委託相談支援事業と連携した支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討については、令和３年度にあっては１回、令和４年度にあっては８回実施しています。

目標３ - 成果目標６

● 強度行動障害を有する障がい者に関する状況及び支援ニーズの把握

強度行動障害を有する障がい者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要があります。この強度行動障害を有する障がい者のニーズ把握に当たっては、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計や療育手帳所持者の状況把握に努めること等により特に支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要です。また、３委託相談支援事業所、平塚市障がい者基幹相談支援センター、平塚市地域生活支援拠点等その他関係機関とが連携して障害福祉サービス等につながっていない在宅の者を把握することも重要です。どのように把握していくことがより良いか検証しつつ、強度行動障害を有する障がい者に関する状況及び支援ニーズの把握に努めていきます。

目標３ - 成果目標７

● 地域の関係機関が連携した強度行動障害を有する障がい者に係る支援体制の整備の推進

強度行動障害を有する障がい者に関する状況及び支援ニーズの把握した結果に基づき、地域の関係機関が連携した強度行動障害を有する障がい者に係る支援体制を整備していきます。